

# 建築物・工作物の届出を行う方へ

届出に関する内容や手続き等をご案内します。記載事項以外に不明な点があれば、建設課土木都市計画係（課直通 TEL 015-482-2941）までお問い合わせください。

## 1. 届出について

建築物や工作物などの建築等を行う場合、景観法や景観条例、景観計画に基づく町への届出・協議を必要とする行為を示します。

弟子屈町景観計画においては、景観計画区域(一般区域)、景観重点区域①②、景観重点区域候補①②のそれぞれで設けます。各区域は弟子屈町景観計画 概要版にある地図で確認してください。

次の書類を提出してください。

### (1) 事前協議（計画及び設計が変更可能な時期までに）

- 1 事前協議書（別記様式第5号）
- 2 各種図面

### (2) 事前協議終了後

- 1 景観計画区域における行為の届出書（別記様式第1号）  
※国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観計画区域における行為の通知書（別記様式第3号）
- 2 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第4号）
- 3 工作物の設置に関する誓約書（別記様式第6号）
- 4 関係住民等説明会結果報告書（別記様式第8号）
- 5 各種図面

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2,500分の1以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	景観法施行規則第1条第2項に定める図書
配置図	200分の1以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200分の1以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	・彩色が施され、2面以上示すこと ・景観法施行規則第1条第2項に定める図書
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200分の1以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	土地の区画形質の変更及びに急傾斜地での土地の造成の行為のみ

(3) 審査不適合後の是正

- 1 景観計画区域における行為の変更届出書（別記様式第2号）
- 2 各種図面

(4) 行為の着手前

- 1 工作物設置計画のお知らせ（別記様式第7号）

※届出に係る行為をしようとする土地の区域内の見やすい場所に設置してください。

## 2. 届出のフロー

景観計画区域内で届出対象となる行為を行う際は、以下の図のとおり景観法に基づく届出の手続きが必要となります。

